

奈良県告示第三百八十号

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため、奈良県家畜伝染病まん延防止規則（昭和二十六年十月奈良県規則第五十二号）第二条の規定により、当分の間、次のとおり家畜及びその死体並びに物品の移動を禁止する。

平成二十三年二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 移動を禁止する家畜等の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにこれらの死体

二 移動を禁止する物品

高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれがある物品

三 移動を禁止する区域

別図のとおり

（別図は省略し、その図面を奈良県農林部畜産課に備え置いて縦覧に供する。）